



2023年度(第10回)定時会員総会を開催



6月22日(木)10時30分より、名古屋商工会議所ビル2階ホールにて一般社団法人東海日中貿易センター 2023年度(第10回)定時会員総会を開催した。

これまで、新型コロナウイルス感染防止のため、少人数での開催だったが、本総会では約3年振りに会員の皆様にお集まりいただく通常の開催となった。

議長を務めた嶋尾正会長は冒頭の挨拶で、「今年は、日中平和友好条約締結45周年を迎える記念の年。昨年の日中国交正常化50周年、一昨年のピンポン外交50周年と3年連続して大きな周年イベントが続いているが、ようやく日中両国で新型コロナの規制が緩和され、日中間の往来が本格的に始動した。街中にも中国からの訪日客をよく目にするようになり、観光、商談、交流など急速にコロナ前の状態に戻りつつあると感じる。中部国際空港からの中国路線も、天津、大連、上海、北京と徐々に運行が始まり日中両国の往来が増え、ビジネスチャンスが拡大

することを期待している。

中国地方政府は、依然として日本との経済協力の拡大に力を入れており、今年下半期には愛知県との友好都市である江蘇省より書記一行が当地を訪問し、経済交流を予定していると総領事館より一報を受けており、また当センターにも各地より業務提携の話が入ってきている。

コロナにより失った3年間の交流を取り戻すべく、当センターとしても可能な限り訪日団を受入れ、交流の機会を増やしたいので、皆様には引き続き協力をお願いしたい」と述べた。

その後、議事として報告事項の1.「2022年度事業報告」、2.「2023年度事業計画及び収支予算」について議長の求めにより、大野専務理事が報告を行い、続いて決議事項の第1号議案「2022年度計算書類の件」について同じく大野専務理事より議案説明が行われ、審議の結果、異議なく承認された。

目 次

2023年度(第10回)定時会員総会を開催	1
訪中報告 ～大野専務が3年ぶりに訪中～	2
【部会活動】東海日中海運懇話会2023年度総会・懇親会を開催	4
【部会活動】中国投資企業部会2023年度総会・懇親会を開催	4
交流記録	5
7月以降の行事案内	5
農民工が過去最高も高齢化	6
【寄稿】「中国現法“攻め”と“守り”の組織作り」～第2回：“攻め”で直面する課題とその対処法～	8

滄州デスクNEWS	13
蕭山デスクNEWS	13
常州デスクNEWS	14
揚州デスクNEWS	14
常熟デスクNEWS	15
錫山デスクNEWS	15
江門デスクNEWS	16
中国経済データ	17
中国短信	21

訪中報告 ～大野専務が3年ぶりに訪中～

5月31日(水)から6月10日(土)まで、大野専務理事が約3年半ぶりに訪中し、上海市、江蘇省揚州市・南京市、河北省石家荘市、山東省聊城市・青島市・煙台市、北京市の8都市を訪問し、視察・交流を行った。一部の内容を省略して以下の通り訪中報告を行う。

訪中に際し、コロナ前は15日以内の渡航はビザ取得が免除されていたが、現在はビザの取得が必須となっている。中国ビザ申請サービスセンターは予約が大変混みあっており、直ぐには手続きできない状態が続いているので、急ぎの出張の際は、注意が必要である。

また、事前に中国税関のアプリ「掌上海関」を携帯電話にダウンロードして出入国健康申請書を入力しておく必要がある。慣れていないと申請手続きに時間がかかるが、旅行社や航空会社が公表している記入例を参考にしても判り難く1回では登録が完了できなかった。出発日の前日から入力可能であるが、出入国健康申請書の有効期限が24時間となっているため、実際に入国手続きする際にタイムアウトにならない様に入力しておくのが良い。勿論、出国の際も同様の手続きが必要となる。

中国では、コロナの3年間で、更にキャッシュレス化が進み、タクシーやレストランなどでは「支付宝」などの利用ができないと支払いの際に困るとの話聞いていたので、「支付宝」のアプリを携帯電話にダウンロードして準備をした。中国に駐在していないと中国の銀行に口座を持てない為に、外国人は「支付宝」の利用ができないと思っていたが、VISA、マスターなどのクレジットカードに連携させることができたので、実際に利用可能か試みた。

まずは、タクシーで支払う際に、QRコードを提示されるので、読み取り後、金額を入力すると、3ケタのコードが画面に表示される。このコードはクレジットカードの裏面にある3ケタのコードのことで、入力すると支払いが完了となる。

次に、レストランで支払う際に、自身のQRコードを読み取りしてもらうと即支払い完了となった。知人からの送金も問題なく受け取ることができ、多少の残金があると安心できる。

中国ではスターバックスなどのカフェが増えていくが、中には店頭で注文するより、QRコードを読み取り、ネット決済すると割引がある。注文用のQRコードが読み取れず、注文ができないことが多々あった。

中国への出張に際し、現金を持っているのに使えない、使い難い状況が増えている。支払う際に現金を出すと「何人？どこから来たの？」と残念な人を見る目で見られてしまった。益々キャッシュレス化が進むことは間違いないので、出張される方は事前準備が必須と思われる。

最初の訪問先である上海市では当センターの法律顧問を務める上海市華鑫律師事務所を訪れ、高華鑫弁護士、高秀智弁護士と面談した。



両弁護士には、16年から今年5月号まで会報誌へ寄稿いただき、暫く充電中となった。寄稿はセンター HPの会員専用ページからバックナンバーが読めるようになっているので、今後もご参考いただきたい。

江蘇省揚州市では、揚州市商務局の手配により、儀征自動車工業園、揚州高新技術産業開發区、揚州經濟技術開發区を訪問・懇談した。

揚州市商務局からは2年前に「招商大使」に小職を推薦・招聘頂いたものの、コロナ禍にあり、何もで

きないまま任期の2年が終了していたが、今期も再任となった。7月上旬に揚州市の張礼濤副市長一行が名古屋を訪問し、交流活動を行う予定があり、打ち合わせを行った。

江蘇省南京市では、南京市外事弁公室と江蘇省外事弁公室と交流を行った。江蘇省は愛知県と、南京市は名古屋市と友好都市となっており、今年下半期に江蘇省の信長星書記一行が愛知県への訪問を予定している。その際には経済・文化交流、産業視察などを計画しており、センターも協力して行く事となった。

河北省石家荘市では、劉曉軍・前中国駐名古屋総領事との旧交を温めようと訪問したが、運悪く同氏がコロナに感染した為、残念ながら会うことは叶わなかった。魏寧夫人と河北省外事弁公室、河北省人民対外友好協会の皆様と懇談した。4月に中国国際貿易促進委員会河北省委員会が名古屋に来られた際、当センターと業務提携を行ったこともあり、河北省人民対外友好協会も提携を希望し、長期的な提携・交流を行いたいとの事で帰国後に準備をしていく事になった。

山東省聊城市は、初めての訪問となったが、きっかけは4月末に当センターに来られた際に今後の発展について紹介を受け、ちょうど今回の訪中のルート上にもあったので、タイミングよく訪問することができた。

聊城市では商務局、高新技術産業開発区、区内企業を訪問し、同高新技術産業開発区から小職に「招商大使」として就任要請があり、受諾した。



崔憲奎・高新技術産業開発区管理委員会主任(右)

ロボットや工作機械を生産している諾伯特智能裝備(山東)有限公司を訪問した際に、閆新華董事長より、名古屋市中川区に研究開発を主とした子会社の設立を準備しており、センターへ入会したいとの話

しを頂いた。

同開発区には、名古屋市内の企業が1社進出していることも判り、今後は更に交流を深めて行くこととなった。

山東省青島市は、今年の中部経済界訪中団の訪問先として候補となる企業に事前訪問し、また、青島市での受入先となる青島市外事弁公室と打ち合わせを行った。

久しぶりに訪問した青島市は高速鉄道や地下鉄、街並みも大きく変貌し、近代的発展を遂げている。旧市街区は自動車が増えたことにより、訪中団でのバス移動を考えると多少の混雑が予想されるが、家電企業から世界の革新的企業へと発展したハイアール集団、中国の高速鉄道を支える中国中車青島四方機車車輛などを訪問し、10月の訪中団の訪問に際して打ち合わせを行った。



山東省煙台市は、同市の日本の出先機関である煙台市駐日本経済合作センターが当センターの準会員として長年の経済交流の関係がある。

同市からは高新区福山園、煙台経済技術開発区内中日経済文化交流センターほか複数の企業視察を行い、今年の中部経済界訪中団の視察先候補して提案があった。

北京市では、当センターが業務委託を行っている北京真友堂国際技術發展有限公司、中国国際貿易促進委員会、商務部、中関村ソフトウェアパークを訪問し、今年の中部経済界訪中団・視察団の派遣計画や事業計画について懇談し、意見交換を行った。



李師・中国国際貿易促進委員会連絡部副部長(右)

東海日中海運懇話会2023年度総会・懇親会を開催

5月25日(木)、当センターの港湾物流関連企業21社で構成する「東海日中海運懇話会」が総会を開催し、19社21名が参加した。

冒頭、高見昌伸会長(伊勢湾海運㈱代表取締役社長、写真)が挨拶し、「今年は日中平和友好条約締結45周年という昨年に続く節目の年で、両国のコロナ感染状況も落ち着き始めたことから、双方の



高見会長

往来が回復し、コロナ禍で途絶えた対面での交流が再開し、海運・物流業として新たなビジネスチャンスを発掘できることを期待している」と述べた。

総会では、まず報告事項として2022年度事業報告があり、第一号議案の2022年度収支決算報告並びに監査報告が行われ、承認された。第二号議案の2023年度事業計画(案)として、中国港湾物流視察団の派遣、中国駐名古屋総領事との懇親会などの開催を予定していることの説明があり、第三号議案の2023年度収支予算(案)が説明・承認された。最後に第四号議案の役員改選(案)では、2017年より1期2年にわたって副会長、2019年より2期4年にわたって会長を

務めた高見昌伸・伊勢湾海運㈱代表取締役社長が退任し、新会長には2019年から2期4年、副会長を務めている平松保長・名港海運㈱専務取締役が就任し、新副会長には酒井昭博・伊勢湾海運㈱上席執行役員が就任することが承認された。



平松新会長

総会終了後には懇親会が行われ、平松新会長が就任の挨拶を行った。

東海日中海運懇話会 新役員体制

<会長>

平松保長 名港海運㈱ 専務取締役(新)

<副会長>

酒井昭博 伊勢湾海運㈱ 上席執行役員(新)

<監査役>

安藤幹雄 五洋海運㈱ 代表取締役社長

<幹事>

後藤孝富 日本トランスシティ㈱ 専務執行役員
中部支社長

柳川 明 鈴与㈱ 常務取締役

津本昌彦 ㈱フジトランスコーポレーション
専務取締役

中国投資企業部会2023年度総会・懇親会を開催

6月13日(火)、当センター内部部会の「中国投資企業部会」が総会を開催し、8社10名が参加した。

冒頭、菅幸彦部会長(東洋電機㈱R&Dセンター長、写真)が挨拶し、「当部会は中国で事業を行っている企業同士の交流、共通課題の解決を目的として1992年に設立され、今年で31年目となる。直近の3年間はコロナの影響もあり、オンラインでの



菅部会長

活動が主体だったが、今年は対面での活動を再開するので、有益な情報交換の場となるよう事務局と共に取り組んでいきたい」と述べた。

総会では、まず報告事項として、2022年度の事業報告、第一号議案の2022年度収支決算報告が行われた。次に決議事項として、第二号議案の2023年度事業計画(案)では、駐在経験者との懇談会、セミナーの開催などを予定していること、第三号議案では2023年度収支予算(案)について説明があり、いずれの議案も異議なく承認された。

総会終了後には懇親会が行われた。

交流記録

<昆山市周市鎮代表団>

5月23日(火)午後、孫劍波・昆山市周市鎮人民政府鎮長一行5名が当センターを訪れ、大野専務理事と額縁業務グループ担当が対応した。

孫鎮長からは同鎮の概要について紹介があった。

同鎮は新型コロナウイルス感染が

拡大し、日本国内でマスクが供給不足になった際、当センターにマスクを寄贈した経緯があり、大野専務理事からお礼の言葉が述べられた。

孫劍波 昆山市周市鎮人民政府 鎮長

吳卓慧 中共昆山市周市鎮委員会 副書記

韓 俊 昆山市周市鎮財政和經濟發展局 局長

陳春明 昆山北部新城集团有限公司 總經理

陸曉夏 昆山市周市鎮資產經營有限公司 總經理



<常州市人民政府・常州国家高新技術産業開発区>

5月26日(金)、

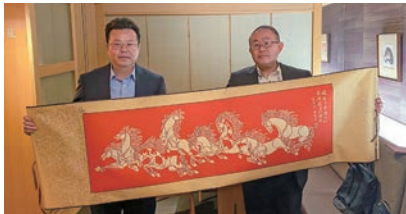
桓恒・常州市人

民政府副市長一

行9名が来名し、

大野専務理事、

中村業務グループ課長、額縁業務グループ担当が対応した。



桓副市長からは同市の投資環境、日系企業の進出状況について説明があった。

桓 恒 常州市人民政府 副市長

石江水 常州市人民政府 副秘書長

王竹林 常州市人力資源和社会保障局 局長

劉 敏 常州市地方金融監督管理局 局長

潘 煉 常州市外事弁公室 副主任

趙 雷 常州市政府弁公室 処長

馬咏梅 常州国家高新区商務局 副局長

王 薇 常州市国際投資促進中心 課長

張貝鴻 常州国家高新区招商局 副局長

<林達劉グループ>

6月12日(月)午後、当センターの中国法律顧問である、魏啓学・林達劉グループ代表取締役が約3年振りに来訪された。

魏氏からは、当センターの中国における事業、活動について、北京

に拠点を有する同グループが引き続きサポートするとの表明があった。また、中国の知的財産に関する法改正も行われたので、今年秋頃に名古屋でセミナーを開催してはとの提案があった。

魏啓学 林達劉グループ代表取締役、弁護士・弁理士



7月以降の行事案内

主催セミナー

「中国法務の基礎」

～日本本社が押さえるべきポイントのみ解説～

日 時：7月21日(金) 14:00～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル 3階 第1会議室

講 師：森啓太氏 弁護士法人瓜生・

糸賀法律事務所 パートナー

参 加：会員限定

共催セミナー

「国家安全法関連法律に関する勉強会」

～中国駐在員・出張者は必ず知っておきたいこと～

日 時：8月4日(金) 13:30～15:30

会 場：名古屋商工会議所ビル 5階 会議室D

講 師：熊琳氏 北京市大地律師事務所 弁護士

共 催：(一社)日中投資促進機構、

(一社)東海日中貿易センター

農民工が過去最高も高年齢化

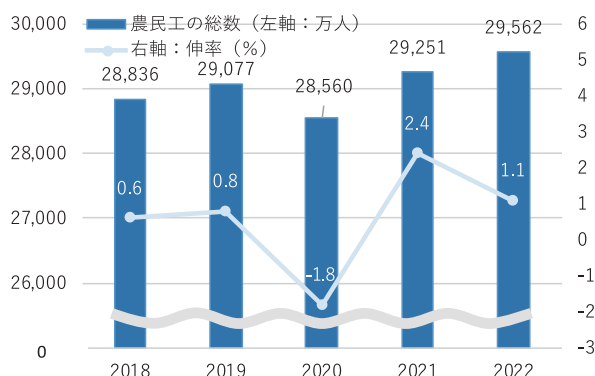
国家統計局が発表した「2022年農民工モニタリング調査報告」※によると、22年の農民工(中国の出稼ぎ労働者)の数は前年より1.1%増(311万人増)の2億9,562万人となった。コロナが発生した2020年に農民工は統計が始まった2008年以降で初の減少となったが、その後の2年間はゼロコロナ政策の最中でも約一千万人増え、再び右肩上がりに推移したとされる。

調査報告を基に、農民工の現況をレポートする。

尚、本稿の「農民工」の定義は、農村戸籍の非農業者或いは6ヵ月以上出稼ぎに出る労働者を指し、うち出稼ぎ先が戸籍住所の郷・鎮(日本の町・村に相当する)エリア外の者を「遠距離の出稼ぎ(戸籍地外・農民工)」、エリア内の者を「近距離の出稼ぎ(戸籍地内・農民工)」という。

※中国31省(市・区)の1,587県(区)から選出した8,480農村及び23.8万人の農村労働力を対象に調査を実施。

農民工の総数と伸率

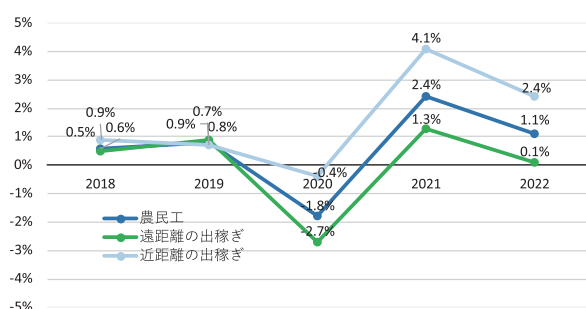


出稼ぎ先は遠距離から近距離に

農民工のうち、遠距離の出稼ぎは前年比0.1%増の1億7,190万人に対し、近距離の出稼ぎは2.4%増の1億2,372万人であった。

構成比は、遠距離の出稼ぎが58.1%、近距離の出稼ぎが41.9%と、両者の差は年々縮小傾向にある。

農民工数の伸び率(%)



遠距離でも「なるべく近場」の傾向に

遠距離の出稼ぎのうち、「他省で就労」が前年比1.0%減の7,061万人、「省内で就労」が0.9%増の10,129万人となり、省内で就労が前年より0.4ポイント拡大した。

地域別でも省内で就労の割合は増えており、前年より東部が0.1ポイント、中部が1.0ポイント、西部が0.3ポイント拡大した。

一方、経済が停滞し就職難が続く東北部では、省内で就労が2.5ポイント縮小した。

内陸部の経済発展に伴い、就労先の選択肢が増えたことや農民工の高年齢化もあり、遠距離の出稼ぎでもなるべく近場で就労したい労働者が増えていることが垣間見える。

遠距離の出稼ぎ 就労先の状況

地 域	遠距離の出稼ぎ(万人)		
		他省で就労 (構成比%)	省内で就労 (構成比%)
全 体	17,190	7,061(41.1)	10,129(58.9)
東 部	4,687	703(15.0)	3,984(85.0)
中 部	6,310	3,511(55.6)	2,799(44.4)
西 部	5,588	2,657(47.5)	2,931(52.5)
東北部	605	190(31.4)	415(68.6)

※東部…北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南

中部…山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南

西部…内蒙古、広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆

東北部…遼寧、吉林、黒竜江

農民工の高年齢化進む

農民工の男女比は、男性63.4%に対して女性36.6%と女性比率が0.7ポイント増となった。

婚姻は、既婚者79.6%に対して未婚者17.4%と、既婚者の比率が0.6ポイント減となった。

平均年齢は前年より0.6歳高い42.3歳となった。平均年齢は10年前より5歳高い。

年齢構成は、40歳以下が前年より1.2ポイント減の47.0%と過半を割り、50歳以上は1.9ポイント増の29.2%と約3割を占めた。

農民工のうち、遠距離の出稼ぎは平均年齢が37.4歳、うち50歳以上が16.4%となる一方、近距離の出稼ぎは平均年齢が46.8歳、うち50歳以上が41.0%となり、近距離の出稼ぎにおける約4割を50歳以上で担っている実体が浮かび上がった。

最終学歴で最も多かったのは中卒で全体の55.2%であった。次いで高卒17.0%、小卒13.4%だった。短大(中国でいう大専)卒以上は前年から1.6ポイント増の13.7%となった。近年は農民工の高学歴化が進んでいる。

農民工の平均年齢と年齢構成

	農民工		
		遠距離の出稼ぎ	近距離の出稼ぎ
平均年齢	42.3歳	37.4歳	46.8歳
40歳以下の構成比	47.0%	—	—
50歳以上の構成比	29.2%	16.4%	41.0%

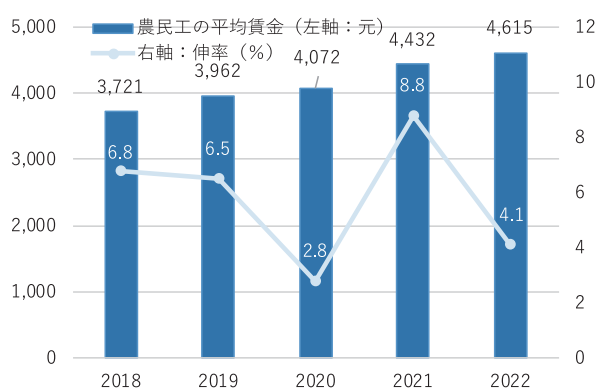
農民工の年齢構成の推移(%)

年	2018	2019	2020	2021	2022
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
16～20歳	2.4	2.0	1.6	1.6	1.3
21～30歳	25.2	23.1	21.1	19.6	18.5
31～40歳	24.5	25.5	26.7	27.0	27.2
41～50歳	25.5	24.8	24.2	24.5	23.8
50歳以上	22.4	24.6	26.4	27.3	29.2

賃金、遠距離出稼ぎは近距離より3割多い

平均賃金(月収、手取りベース)は、前年比4.1%増の4,615元となった。賃金の増加幅は毎年異なるが、過去5年の比較では894元増(約24%増)となった。

農民工の平均賃金と伸び率の推移



産業別の平均賃金

	2021年	2022年	
	平均賃金(元/月)	平均賃金(元/月)	前年比(%)
全業種	4,432	4,615	4.1
製造業	4,508	4,694	4.1
建設業	5,141	5,358	4.2
卸売・小売業	3,796	3,979	4.8
運輸・倉庫・郵便業	5,151	5,301	2.9
宿泊・外食業	3,638	3,824	5.1
他サービス業	3,710	3,874	4.4

うち、遠距離出稼ぎの平均賃金は前年比4.5%増の5,240元で、近距離出稼ぎは3.8%増の4,026元だった。両者の賃金差額は1,114元と遠距離出稼ぎの方

が3割ほど多い。

地域別の平均賃金は、東部が前年比4.5%増の5,001元、中部が4.3%増の4,386元、西部が3.9%増の4,238元、東北が0.9%増の3,848元となった。

業種別の平均賃金は「運輸・倉庫・郵便業」が最も高く、次いで「建設業」「製造業」の順となった。

一方、平均賃金が最も低かったのは、「宿泊・飲食業」で、「他サービス業」が続く結果となった。

最後に

コロナ禍や米中摩擦の激化といった悪条件に加え、少子・高齢化に伴う生産年齢人口比率の減少(16～59歳)というマイナス要素がありながらも、農民工の総数は過去2年で約1千万人増えた。2021年は農民工の反動増として理解できるが、2022年の微増はどのように解釈できるだろうか？

中国国家统计局の発表によると、生産年齢人口は2010年から2020年の10年間で、4千万人余りが減少しており、少子・高齢化が加速していることが明らかとなっている。また、直近の生産年齢人口比率をみると、2020年が62.4%(人口14億1千万人に対して生産年齢人口8.8億人、以下省略)、2021年が62.5%(14億1,260万人、8億8,222万人)、2022年が62.0%(14億1,175万人、8億7,556万人)と減少傾向にある。総人口という絶対値の増減に生産年齢人口は比例するものであり、61年ぶりの人口減となった2022年では生産年齢人口比率も同様に減少したが、なぜか農民工総数は減少しなかったというわけである。

その要因として考えられるのは、モニタリング調査対象件数が2022年に突如増加したことではないだろうか。2020～2021年は調査対象が、「全国22.6万人の農村労働力」となっているが、2022年は「23.8万人」と調査対象が1千2百万人拡大しており、2022年の農民工増加数(311万人)に少なからず影響を与えているものと推測できる。

いずれにしても、人口減少や少子・高齢化が進む中国にあって、今後は現状の農民工数を如何に維持していくかが重要課題であり、農民工の約3割を占める50歳以上の高年齢層の雇用機会を如何に拡大し、保護を強化していくかが大きな焦点となっている。

「中国現法“攻め”と“守り”の組織作り」

～第2回：“攻め”で直面する課題とその対処法～

弁護士法人キャストグローバル

弁護士 金藤 力

第1回：“攻め”と“守り”両面を見据えた体質改善
 第2回：“攻め”（内販強化、新規事業）で直面する課題とその対処法（本号掲載）
 第3回：“守り”（事業売却・縮小、リストラ、外注化など）で直面する課題とその対処法
 第4回、第5回：組織作りのポイント～組織・人員
 第6回：組織作りのポイント～資産、取引、その他

前回は、中国ビジネスに関しては引き続き“攻め”の姿勢が求められる状況が続くと考えられること、その“攻め”の取り組みとしては中国国内向け販売の拡大や関連するサービスを提供する新規事業の立ち上げなどの取り組みがあり得ること、また、そのような取り組みのためには、中国内資企業との提携や現地高度人材の採用といった形でのリソースの拡充が必要となることなどを述べた。

今回は、そのような“攻め”の取り組みを進めていくにあたって直面する課題について取り上げ、その対処法について述べていくこととしたい。

1. 新規事業、業態転換

(1) スピード感を重視する必要性

まず、中国はビジネスに関してよく言われることとして、スピード感が強く求められるという点がある。多くの日系企業にとって、このことは“攻め”の取り組みを進めていくにあたって最も重要な要素であり最大の障害にもなりがちな点であるため、是非、“攻め”に関する最初の部分で述べておきたい。

中国でのビジネスは日本に比べても熾烈な競争環境にある。中国における事業者数は、2021年末時点において1.54億者であり、そのうち約3分の2にあたる1.03億者が個人事業者である。概ね残りの3分の1

にあたる約5000万社の企業があるというイメージになる。日本の事業所数が2018年時点で約639万事業所、企業数が2016年時点で約359万社であったことと比べてみると、およそ10倍以上の数の事業者が、3倍程度しかないGDPを奪い合うような競争環境と見える。

このような環境では、投資機会には資金が過度に集中しやすい。そのため、投資も事業も即時実行に移さなければ収益を得ることができない。そのことが最も端的に表れたのは、コロナ禍におけるマスク騒動である。2020年2月頃、コロナ禍を受けてマスクの需要が高まり、マスク製造設備の投資回収がたった数日でできるほどの活況をした。しかし、ほどなくしてマスク不足が解消され、後発の事業者は投資回収ができなくなった。

また、中国国内ではインフレ率や資金調達コストが日本に比べて高いために、手元の資金を迅速に投資・運用していく必要があり、検討に時間をかけることが直接的にコストとして強く意識される。

したがって、中国ではビジネスの交渉には早い決断が求められ、判断を留保するうちに交渉機会そのものが失われてしまうことも多い。

そのようなスピード重視の観点から、対処としては、できる限り中国現地の経営管理者に権限を委譲していくことが望ましい。実際、現在も中国で順調に事業を展開している企業は、現地化に成功した企業が多いように見える。また、社内書類が文章ばかりでは、日本人駐在員や日本本社の方々が一目でポイントを理解するのは難しい。どの情報がどこに書かれているか、記入欄・記入内容を固定するフォーマットを整備していくことも重要である。この詳細は次々回に述べる。

(2) スピードと取引コスト

一方で、スピードを重視するだけでは、新規事業や事業転換を円滑に実現するには足りない。

上記のような熾烈な競争環境では、個々の企業は中長期的な信用形成による反復・継続した安定的取引の実現を期待する行動よりも、個々の(一回限り又は短期の)取引における利益の最大化を目指す機会主義的な行動を選択する傾向が強まる。そうして、日本の場合に比べると、取引先の探索・選定・交渉、さらには監視・育成・紛争解決に要するコスト(総じて取引コストと呼ばれる)が増大することになる。これらは見積書や契約書に表示される価格や費用とは異なり、可視化に一定の困難を伴うために無視・軽視されがちであるが、現場の負担は大きい。

“攻め”の場面で第三者との連携を要するときに、検討や交渉に時間があまりかけられないことに伴って取引コストが増大することを如何に抑制するか。

これらの取引コストの増大を避けるためには、取引相手の見極めが重要となる。従来この部分は現地人材の人脈と経験に頼ることが多かったが、現在は多様な情報が入手可能であるため、信頼できる取引相手であるかどうかは、ある程度は客観的・機械的に判別可能である。

(3) 後で修正できる判断が否か

スピードを要するとはいっても、性急に進めることによる損失が非常に大きくなる場面もある。このような現象は主に固定資産投資の場面で現れてくる。例えば、工場や倉庫として利用する建物の建設を発注したが天井高や床の積載荷重が予定の用途に比べて不足していた、昇降機の設置位置が不適切で物流動線が錯綜してしまっていたなど、スケジュール優先で十分な検討を経ずに建設して後に多額の改修コストを生じさせるような場面が分かりやすい。用地買収に関しても、権利関係の複雑な場合などは問題が起きやすい。

中国では用地・建設関連の行政手続は消防等を含め煩雑であるため、所定の手続をクリアすることに意識が向きがちであるが、後に修正が出来なくなるような判断は慎重を要する必要がある。すなわち、後に変更があった場合のコストを考慮しての判断が望まれることになり、判断事項ごとのメリハリが重

要となる。修正が生じた場合でも行政手続が不要な判断であれば、時間をかける必要は小さい。

(4) 取り組む事業と政策動向

新規事業への取り組みを考えるうえで、中国では将来に向けた政策に対する視点は欠かせない。越境ECに関する規制が大きく整備された2018年以降、いわゆる日本国内での「代購」(個人バイヤーによる中国向け個人輸出)から越境ECプラットフォームを通じた販売が優位へと転じていることは日本にいる我々の目からも明らかである。ブロックチェーン技術についても、いわゆる仮想通貨の規制やマイニングの規制などがありつつも、技術の活用そのものは各方面で奨励され、これに伴う新たなIT関連サービスも発展してきている。自動車業界でも、中国が新エネルギー車に関する政策を本格的に打ち出した2012年以降の状況の変化は言うまでもない。

政策のもたらす変化は、米中貿易摩擦によるレアアース価格の高騰など直接的・短期的で見えやすいものもあるが、一般に、政策動向がどのように事業の発展につながるかは日系企業各社にとっては見えづらいところもある。例えば環境保護・省エネルギー政策の一環として街路の蛍光灯をLEDに置き換えていく場面などを想定すると、日系企業が直接にその工事受注や補助金を申請することはなくても、LED製造に用いられる原料・部材や設備の販売や価格動向への影響は考えられる。

政策の影響を見通していく対処のためには、やはり中国現地人材の持つ幅広い人脈やネットワークは欠かせない。そのような情報は、日常の業務において目に見える形ではなく、友人・知人との交流を通じて収集されるし、まして中国現地法人の内部で報告・連絡・相談などされないため検証も困難であるが、確かに存在している。それらを業績に結び付けていくには現地人材の活用は必須と考える。

(5) 新規事業と既存事業の分離

既に述べたとおり、中国は人口・企業数とGDPの比率から見て、日本よりも熾烈な競争環境にある。その中で勝ち残るためには差別化がより強く求められ、「弱み」を消すことよりも「強み」をより伸ばしていくことが重要になる。平均点の優等生的な企業よりも特徴のある企業かどうか問われる。

特に事業の立ち上げ段階では、管理面での不十分さなどは暫時置いて、まずは事業の成長に直接必要な業務にリソースを集中していく必要がある。したがって、このような新規事業に携わる組織は、もし管理不十分により問題が起こったとしてもその問題による全社への影響を遮断するために、独立した法人格を持たせておく方が安全である。これは新規事業の採算性を見えやすくするためにも有益と言える。

2. 規制緩和による変化

上記のようにスピード感を考慮する観点から見ると、ここ数年の中国における外資規制を含む各種規制の緩和は、“攻め”の対応にとって有益な部分が多い。新規事業や事業転換をよりスピーディーで柔軟に実現できることに資する規制の変化について振り返り、現状を改めて俯瞰する。

(1) 経営範囲、登録資本

過去(2016年9月末まで)において、外資系企業(外商投資企業)が新規事業や業態転換を行うためには、いわゆる「外資三法」のもと商務主管部門(旧：対外経済貿易合作部門)による審査認可が必要であった。この審査認可制度が2016年10月1日から原則として(ネガティブリスト該当業種を除き)届出制へと変更されたことで、新規事業や業態転換は格段に速やかに実施可能となっている。

すなわち、従来の審査認可制度のもとでは、事業に見合う資金の投入が(関連法令上又は事実上)審査認可のための一つの条件になっていたため、経営範囲変更のたびに増資が求められることがあった。しかしながら、現在では経営範囲の変更は直接に企業が会社登記機関に対して申請することができるため、手続に要する期間はごく短期間で済む。したがって、経営範囲については、以前のように事業内容そのものを画する概念ではなくなっている。

登録資本についても、原則として事業内容と連動して増加させる必要がなくなった一方、外貨管理上の規制の緩和もあって増減ともに手続が簡素化されており、(金額によって差はあるものの)減資によって投下資本を回収する方法も比較的容易になっている。多額の資金を用途がないまま中国現地法人に残しておくことは不適切な資金流用など各種の危険を

伴う。帳簿上の資産や収益の規模が大きいのに配当を行うキャッシュフローが伴っていない状況は粉飾決算を疑うべき一つの兆候でもある。したがって、事業転換を行うために一部の事業を廃止する場合や、事業規模が縮小して必要な運転資金が減少したような場合には、その事業に充てられていた資金は区切りとして減資を行って日本に還流させ、帳簿とキャッシュの状況が一致しているかどうかを検証しつつ、登録資本と実際に行われている事業のバランスが調整されることが望ましい場面があり得る。

(2) 外資規制の緩和

上記のとおり、2016年10月1日から原則として届出制へと変更され、外商投資企業の設立・変更にあっては「外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)」による管理へと移行している。そして、その規制の対象となる業種・分野もほぼ毎年の改定を経て一貫して減少してきている。

これによって、従来は業種を問わず求められていた地元政府機関の許認可が内資企業並みに近づき、地元政府機関の行政裁量により事業展開が左右される部分が大幅に縮小した。また、企業登記システム等を通じて収集される情報は政府部門間で共有され、重複して届出を行う必要がなくなったこと(《外商投資法》第34条)など、手続もかなり簡素化され、スピーディーな実施が可能となった。

このような規制の変遷については、既にさまざまな機会で紹介されているため(会報誌2022年4月号掲載「中国における外資政策と各種規制緩和や制度整備の変遷」などを参照されたい。)重ねて述べないが、ほんの10年ほど前と比べても各種行政手続は格段に簡素化されて便利になっており、まさに隔世の感がある。

(3) 内外資共通の規制緩和

上記のように、外商投資企業についての規制が内資企業並みに近づいてきたことに加えて、さらに、内資・外資共通の行政規制も、ここ数年で目立って緩和されてきている。すなわち、習近平政権発足後は「簡政放権」などの行政改革が加速しており、近年では、ほぼ全てのビジネス活動において、政府機関による管理は事前の許認可から事後的な調査・処罰による監督管理へと移行している。

例えば、個別業界における市場参入許可については、全国的に統一された市場参入許可ネガティブリスト制度が実施されている(《ビジネス環境最適化条例》第20条第1項)。この内外資共通の市場参入許可ネガティブリスト以外に、2022年1月以降は、行政許可事項を一覧にまとめたリストも制定・公表されており、各地の地方政府もこれにならって行政許可事項リストを公表するようになった。これによって、新規事業や事業転換を行おうとするときに取得が必要となる行政許可にどのようなものがあるかを検討することは、全国レベルでも地方レベルでも、かなり容易になっている。

(4) 小括

日系企業では新規事業の立ち上げについては「小さく生んで長く育てる」ことが好まれる傾向があるように感じられる。上記のような規制緩和は、状況に応じてプロジェクトの規模や主体を柔軟に変更できることにつながるため、このような日系企業の発想に適する。一方で、中国企業側はと言えば、企画段階では規模の大きなプロジェクトが好まれる印象があるが、実際に運営を始めてみると、「实事求是」という言葉もあるように、現実を見てその場その場で対応する考え方が強いようである。

以前は、プロジェクト認可時において提出したフィージビリティ・スタディ(FS)報告書に記載された計画を達成できない場合における各種優遇取消などの問題も見られたため、日系企業においては計画段階で相当の確実性を要すると考えられていたが、現在は法的にはそのような必要性は小さくなっている。自由に企画し、柔軟に実施する時代に入ってきていると考えられる。

3. “攻め”のための合併見直し

以上に述べた規制緩和は、いずれも、自社独自での“攻め”の展開を考慮する際に関係するものであるが、一方、“攻め”の展開を考えるうえでは、合併パートナーの変更を含む合併事業の見直しも大きな関心事となる。

すなわち《外商投資法》施行後5年間(2024年末まで)の移行期間のうちに、旧外資三法に基づく会社内部の組織形態を、内資企業と同じく《会社法》や《組合企業法》に適合するように変更することが求め

られているところ(《外商投資法》第42条)、出資比率よりも合併当事者相互間の密接な関係を重視していた外資三法から、より資本多数決を原則とする《会社法》へと移行することで支配株主と少数株主との力関係は大きく変わる。そこで、多くの中外合併企業において定款変更につき議論しているが(合併契約は既に行政手続上は多くの場面で不要となっているため、出資者としての権益を守るには定款が重要となっている。)、その過程で意見が合わない場合、合併解消も検討されることがある。

これら《外商投資法》以前からの中外合併企業は、設立当初は、中国側パートナー企業に対しては、必要な許認可や土地使用権の取得、労働力確保など政府機関とのコネクション・調整の役割が期待されていたことが多い。しかし、上記に述べてきたとおり、一部の業種・分野を除いては政府機関との調整が必要な部分が減少してきていることから、現在ではむしろ販売ネットワークや中国国内ブランド、IT活用を含む中国国内独特の事業運営ノウハウなど、求められる役割にも変化があり、理想的なパートナー像は設立当初とは大きく異なっていることもある。このような場合、《外商投資法》による制度の変化を契機として従来の合併関係を見直し、適切な相手を見極めて新たなパートナーと組み直すことも一つの“攻め”の方策となる。

また、先般公表された2023年の立法計画によれば、今年8月に《会社法》改正が見込まれている。これにより従来よりも柔軟な組織構成や意思決定システムが可能となってくる部分も期待される。これら法制度の変化を捉えて、より現状に適した組織作りを考慮していくことは時機に適した対応と言えるであろう。

また、合併パートナーの変更にまで至らずとも、既存の合併会社は維持しつつ、別法人を設立又は買収して新たな事業に取り組むことも、“攻め”の展開のための一つの方策である。製造機能と販売機能を分離し、製造機能は既存の合併パートナーとの合併を継続しつつ、販売部分では新たなパートナーと組んで販路拡大を行うような場合である。

この場合、(a)既存の合併契約における競業避止義務との関係、(b)既存事業と新規事業との間の損益配分のルールが問題となる。

特に(a)競業避止義務に関しては、《会社法》では董事、監事及び高級管理者の競業避止義務が明文化される見込みである。株主については明文規定はないものの、支配株主については董事等による会社又は株主の利益を損なう行為に関する連帯責任の条項が新設される見込みであるため、合併会社の事業との競合については従来よりも敏感な問題となり得る。そこで、対応策としては、定款において、競業を許す範囲と許さない範囲を明確にする条項を加えることが考えられる。従来はおそらく競業避止の部分のみが条項として取り入れられていたと思われるが、今後は競業が許される部分も明記する方が望ましいということである。

(b)の既存事業と新規事業との損益分配ルールについては、場合によっては敢えてこれを区別せず三者合併の形式とすることも考えられる。しかし、これでは新規事業へのインセンティブが不十分になるおそれがあるし、既存事業と新規事業それぞれ異なるパートナーと組むことによるメリットも小さくなる。中国国内法人間では利益移転が問題視されることは少ないから、事業ごとに別個の法人を運営主体としておき、損益分配については個別の取引条件において考慮の方が柔軟に調整でき、実務には適するように思われる。

4. 企業情報の取得、人材確保

上記のような“攻め”を志向した組織作りを進めていくうえでは、合併パートナーであれ提携先であれ、従業員として採用する人材であれ、「組む相手」を見極める必要性が感じられることが多い。

中国では2014年2月から「国家企業信用情報公示システム」、2015年6月1日から「信用中国」Webサイトの運用を開始し、この両者は既に会社の日常業務の中で一般従業員が随時閲覧するレベルまで浸透してきている。これらの政府機関から公表される情報によって企業の出資者や役員、有している許認可の情報などを知ることができるので、より客観的な情報に基づいて「組む相手」を見極めるには有益である。さらに、企業の場合であれば、人民法院(中国の裁判所)から公表されている訴訟案件や強制執行案件の情報などの情報をまとめてスマホアプリなどで即座に閲覧可能なサービスも様々存在しており且つ安価で利用可能である。

個人については《個人情報保護法》が2021年11月1日から施行されたこともあって一般に公開されている情報は多くはないが、報道等で日本でもよく話題になっている「芝麻信用」の信用スコアなど個人に関する情報も収集・活用されている。対象者個人から個人の信用報告書を取得することは、対象者の背景を知るうえで重要である。また、日系企業においては人材の採用にあたっての背景調査(Reference Check)を行うこともよく見られ、前職の勤務先への照会を通じて職務上の不正行為が発覚する例などもある。

これらについても、10年前と比べると格段に便利になっているところであるから、これら新たなツールも活用しつつ、“攻め”に取り組むにあたっての判断を誤らないように必要十分な情報を収集することをお勧めしたい。

なお、人材確保に関しては、日系企業の賃金体系や組織体系の特徴・傾向が人材確保にとって必ずしも有利ではない面があることは従来から指摘されており、一つの重要なテーマであるが、これについては第4回、第5回の「組織作りのポイント～組織・人員」にて項を改めて述べたい。(以下次号)

<執筆者プロフィール>

弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表
弁護士 金藤 力
(かねふじ ちから)



1975年大阪市生まれ。1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。法律事務所、企業での勤務を経て、2010年から上海、2014年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。2019年中小企業診断士登録(現在は活動休止中)。著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020年1月)。



一定規模以上のハイテク企業が3年連続省内一位

4月末の段階で、滄州市における一定規模以上のハイテク技術産業企業数が863社となり、その数は3年連続で河北省内第1位となり、実際の付加価値は前年同期比(以下同)6.7%増加し、第1四半期から0.5ポイント増加した。

分野別にみると、航空宇宙分野が45.3%増と最も伸び、次いで電子情報分野が21%増、バイオ分野が19.7%増、新素材分野が13.7%、新エネルギー分野が13.7%増となった。そのうち、ハイエンド技術と設備製造の付加価値は市のハイテク産業の付加価値の46.1%とほぼ半分を占め、次いで新素材分野が29.9%、生物学、電子情報、新エネルギー分野がそれぞれ9.9%、7.8%、5.4%占めた。

初の海上・鉄道複合輸送の双方向大型輸送を実現

5月30日、貨物船「神華531号」が黄驊港のばら積み

貨物ターミナルに停泊し、陸揚げされた4.7万トンの鉱石が直接石炭バースへ移送され、その後列車へ積み込まれ、河北省石家荘市へ輸送された。

これにより初めて黄驊港で海上と鉄道の複合輸送による双方向の大型輸送が実現した。

黄驊港は国家エネルギー輸送の重要な港であり、また幅広い鉄道輸送ネットワークを有しており、毎年2億トン以上の石炭が鉄道で黄驊港に輸送されている。これまでは、海上、或いは鉄道の一方通行の積載だけで、輸送能力に無駄が生じていた。

今後黄驊港では港湾ハブプラットフォームとしての役割を十分に発揮し、海上・鉄道複合輸送の建設に引き続き努力し、ネットワークの拡大を図る。



蕭山開発区 設立30周年

5月28日、蕭山経済技術開発区設立30周年式典及び半年に一度の「企業誘致、人材募集」プロジェクト集中調印式が無事に開催され、多数のプロジェクトが調印された。

蕭山経済技術開発区は、1993年5月12日に国家レベルの開発区として認可され、その後30年間、積極的に企業を誘致し、大きな成果を上げてきた。現在の経済開発区は、高度な製造業と現代的なサービス産業を構築しており、その主要な経済指標は常に地域全体をリードし、地域の経済成長に大きく貢献している。

中日間で「持続可能な低炭素環境保護」をテーマとしたサミットを開催

5月18日、中国と日本の「低炭素環境保護」分野の革新的企業と代表者、産業界、専門家による「持続可能な低炭素環境保護」をテーマとしたサミットが、当開発区で開催された。

このイベントは、杭州市投資促進局、みずほ銀行(中国)有限公司、マイクロ

ソフト(中国)有限公司の指導のもと、開発区管理委員会、蕭山区投資促進局、蕭山区科学技術局の共催で開催された。サミットは開会式、基調講演、商談会の3部構成となっており、会場外には革新的プロジェクトの新技术展示プラットフォームも同時に開設された。

京杭大運河第二水路が間もなく開通

北京と杭州を結ぶ全長2,500kmに及ぶ京杭大運河の、杭州市内に建設されていた支流の「京杭大運河第二水路」全長23kmが開通する。

このプロジェクトは国家重点建設プロジェクトとして、杭州アジア競技大会にあわせて建設されていたもの。当面は水上客運の機能をメインとするが、今後は貨物輸送にも対応する計画。





2023世界新エネルギー博覧会が常州で開催

6月19日から21日まで、江蘇省人民政府が主催、常州市人民政府、江蘇省工業情報化庁、江蘇省能源局の共催により「2023世界新エネルギー博覧会」が常州国際展覽センターで開催された。

会場は屋内と屋外の2つのエリアに分かれており、屋内の「総合展示エリア」、「企業ブース」と屋外の「新エネルギー自動車展示エリア」、「新エネルギー装備展示エリア」の4つの部分で構成されており、産業の発展動向を紹介した。

会場では、常州国家高新区(新北区)内の30社以上の企業が出展し、主力製品を発表した。



現在、常州国家高新区には一定規模以上の工業企業が374社投資しており、今年1月から5月までの工

業総売上高は前年同期比31.7%増の696.5億元で、年間売上高は1,500億元を超える見込みとなっている。最新の2023年胡潤新エネルギーランキングによると、常州市の新エネルギー産業の投資意欲度は、全国で1位となり、新エネルギー産業の集積度は全国で4位まで上昇した。

常州経済貿易代表団がドイツを訪問

5月30日、常州市の友好都市であるドイツ・エッセン市にあるティッセンクルップ社にて、ティッセンクルップ社と常州高新区が新エネルギー車の開発に関する協力協議書に署名し、常州市の陳金虎書記とエッセン市のトーマス・クーフェン市長がその調印式に立ち会った。

常州市の新エネルギー産業は発展を続け、多くの関連企業の集積が加速しており、特に新エネルギー車の急速な成長のための基盤が整備されつつある。

常州市の各政府部門は、企業により便利なサービスを提供するために、国際的な一流のビジネス環境の構築を継続する。



開発区のあらたな重点PJ

5月末、統合型太陽光発電スマートエネルギーソリューションの世界大手プロバイダーであるトリナ・ソーラーは、揚州経済開発区浦西鎮

に新エネルギー産業団地を建設する契約を正式に締結した。第1段階では、年間生産量10GWの高効率太陽電池と10GWの高出力コンポーネントを備えた新規プロジェクトの予定。これは、今年新エネルギー産業クラスターをより大きく強力にするために、揚州経済技術開発区が導入した重点プロジェクトである。



また、今年に入って揚州経済技術開発区が新たに

調印した先進製造業プロジェクトは28件あり、総投資額は410億元に及び、新エネルギー、グリーンオプトエレクトロニクス、自動車部品、ハイエンド機器などの産業となっている。

2023年揚州経済開発区(上海)外商投資セミナーを開催

5月26日午後、「特色産業の最適化、新たな発展原動力の育成、機会の獲得、ウィンウィンの協力」をテーマとした2023年揚州経済技術開発区(上海)外商投資セミナーを開催した。



この説明会には日本、アメリカ、フランス、韓国などの領事館や、世界的に有名なコンサルティング会社、世界トップ500社の多国籍企業が参加した。



三菱電機 分散型屋上太陽光発電プロジェクトを契約

5月25日、「三菱電機自動化機器製造(常熟)有限公司」の分散型屋上太陽光発電プロジェクトの調印式が行

われた。

同社は2026年にグリーン電力自給率43.6%という目標を達成する計画だった



が、第1期プロジェクトの稼働後、グリーン電力自給率は47.7%に達し、目標を3年前倒しで達成した。第二期の事業完了後、グリーン電力自給率は70%以上に達する見込みとなっており、プロジェクトが本格的に稼働すれば、25年の総発電量は1億2,000万kWhで、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量

を年間約4,795.6トン削減できると予測される。

同社は2011年6月に設立され、主にロボット、電子制御装置、サーボモーターシステムなどの製品を生産しており、自動機械製造分野ではトップレベルにある。

啓赫科技本部が常熟高新区に

6月5日、常熟高新区で啓赫(QIHE)科技本部プロジェクトが調印され、総合的な人材サービス基地を構築することが決定された。

江蘇啓赫グループは2006年に設立され、人材アウトソーシング、生産ラインアウトソーシング、教育訓練、生産教育統合の4つの主要事業を行っている。

同プロジェクトの総建築面積は2.3万㎡で、総投資額は1.5億元、新しい本社ビルが建設され、人材紹介基地、技能人材育成基地、産業提携基地、ビジネス支援サービスセンター等の全方位にわたる人材サービス基地が建設され、正式稼働後は年間の売上が3億元を超えると推定される。



錫山テュフ・ラインランドの新たな試験センターが開発区内に新設

世界第7位の認証機関である、ドイツのテュフ・ラインランド(テュフ認証)は2000年に錫山市内に進出

しており、順調に発展してきた。この度同社は、錫山經濟技術開發区が建設した「錫山試験認証産業園」に新しい試験センターを建設し、全ての機能をこのセンターに集約した。

新たな試験センターの総投資額は6,000万元で、総面積は12,000㎡で、より完善なサービスを提供するために、EMC試験ルーム・X-RAY試験ルームなどを追加した。

インテリジェント装置産業が急成長

錫山開發区の企業「中科微至」が新たに「インテリジェントピッキングシステム」を独自に開発した。これにより、中国のインテリジェント物流装置市場における外国メーカーによる長期独占を打破した。

このシステムは、コアモーターが自社開発で、振

動が少なく、騒音が低く、信頼性が高く、また耐用年数が大幅に延長され、様々なタイプの自動仕分け装置に適しており、国内市場での普及が急速に拡大している。

安全生産訓練を開催

企業の安全生産と緊急対応能力を効果的に強化し、突発的な安全・環境事故の発生を防止、

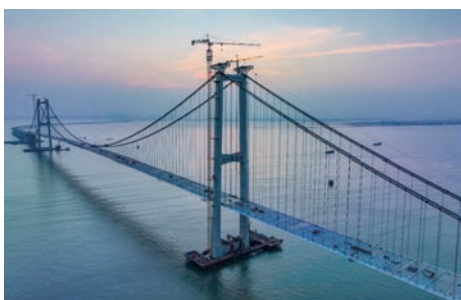


軽減するために、開發区は突発的な安全・環境事故に対する緊急訓練を開發区内の企業で行った。

訓練では、作業場で静電気が発生してアルミ粉が爆発し、火災が発生したことを想定したもので、企業、開發区、消防部門が連携し、順調に終了した。緊急事態管理と環境保護の連携を改善することは、企業の正常な生産と運営を確保するための基礎であり、今後も定期的に各種訓練を行う計画である。

**国家重点PJ「深中通道」について**

国家重点プロジェクトで、「広東・香港・マカオグレーターベイエリア」の重点交通プロジェクトでもあり、現在順調に建設が進められている「深中通道」プロジェクトとは、広東省深圳市と中山市を結ぶ全長24kmの、橋梁、人工島、トンネルが一体化した専用道路で、2016年末から建設が始まっており、全長24kmのうち、海底トンネル区間が6.8km、橋梁区間が17.2kmとなっている。



これまで深圳市から中山市へ移動する場合、湾を迂回する必要がある、所要時間は約2時間かかっていたが、この「深中通道」が完成すれば、直線で結ばれ約20分にまで短縮されることとなる。

江門市と中国工商銀行広東分行が包括的戦略協力調印式を開催

6月5日、江門市人民政府と中国工商銀行広東省分行は、江門市の質の高い発展のための資金面での協力に関する包括的戦略協力枠組協定を正式に締結し、協力実績をさらに強化し、協力内容を深化させ、協力分野を更に拡大することとなった。

江門市は独特の資源の優位性と幅広い発展潜在力を備えた注目都市であり、特に今後、「深中通道」や「黄茅海跨海通道」などのインフラプロジェクトが開通する見通しとなっており、「広東・香港・マカオグレーターベイエリア」の中心都市として新たな発

展が期待されている。

立ち遅れた生産企業の撤退を促進する計画が発表

「江門市2023年立ち遅れた生産能力撤退促進作業計画」が発表され、今年は鉄鋼、セメント、板ガラスなどの産業に焦点を当て、エネルギー消費、環境保護、品質、安全性、技術の面で基準を満たしていない企業の操業停止、撤退を促進する。具体的には；

エネルギー消費に関しては、省エネ監督を強化し、エネルギー資源価格の差別化を実施し、エネルギー消費基準を満たさない企業に対しては、規定に従い対処する。

環境保護に関しては、プロジェクトの審査を厳格に実施し、生産能力が遅れている産業が関与する建設プロジェクトに対する環境審査と承認の監督を強化し、生態環境の法執行と監督を強化し、環境違反の取り締まりを強化する。

大気・水質汚染物質排出基準を超える汚染物質を排出したり、固形廃棄物管理法に違反したり、主要汚染物質の総量規制指標を超えた汚染物質を排出した企業は、是正のため生産制限や生産停止などの措置を講じるよう命じられる。

タイのシリントーン王女が江門市を訪問

6月3日、タイのシリントーン王女とその側近は「江門ニュートリノ研究所」を視察するため江門市を訪問した。江門市は中国で著名な華僑の故郷であり、タイとは頻繁に経済・貿易交流があり、緊密な文化交流が行われている。

今回の訪問を通じ、江門市とタイとの経済貿易投資、科学技術イノベーション、文化分野での協力が更に深まることが期待されている。

江門ハイテク～深圳蛇口 航路開設

6月12日、江門ハイテク港で、洗濯機、ステレオ、オープン等貨物を積んだコンテナ48TEUがバージで深圳蛇口港に向けて出発した。これら貨物は蛇口港に到着後、国際貨物船に積み替えられる。これにより江門市から深圳蛇口への航路が正式に開通し、今後は更にサービスが拡大される予定。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年5月	13,412	▲3.4	18,817	▲5.9	▲5,406	赤字縮小
2023年1-5月	66,224	▲8.1	98,211	6.8	▲31,987	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	72,926	100.0
	アメリカ	13,738	18.8
	E U	7,951	10.9
	アジア	39,269	53.8
	うち中国	13,412	18.4
輸入	総額	86,651	100.0
	アメリカ	9,389	10.8
	E U	9,361	10.8
	アジア	40,321	46.5
	うち中国	18,817	21.7

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	50.5	1.6
		2 半導体等電子部品	14.3	1.0
	減少	1 鉄鋼	▲26.5	▲1.1
		2 非鉄金属	▲22.5	▲1.1
		3 自動車の部分品	▲28.1	▲1.0
輸入	減少	1 通信機	▲44.1	▲4.8
		2 半導体等電子部品	▲34.3	▲1.1
		3 衣類・同付属品	▲15.9	▲1.1

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年5月	2,138	▲17.1	15.9	2,399	0.3	12.8	▲262	赤字転換
2023年1-5月	10,587	▲22.6	15.7	11,870	11.870	11.7	▲1,284	赤字転換

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港

国際空港：中部空港、静岡空港

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	17,164	100.0
	アメリカ	4,522	26.3
	E U	2,480	14.4
	アジア	5,834	34.0
	うち中国	2,138	12.5
輸入	総額	10,559	100.0
	アメリカ	1,104	10.5
	E U	1,231	11.7
	アジア	5,559	52.6
	うち中国	2,399	22.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

5月の主な増減品目

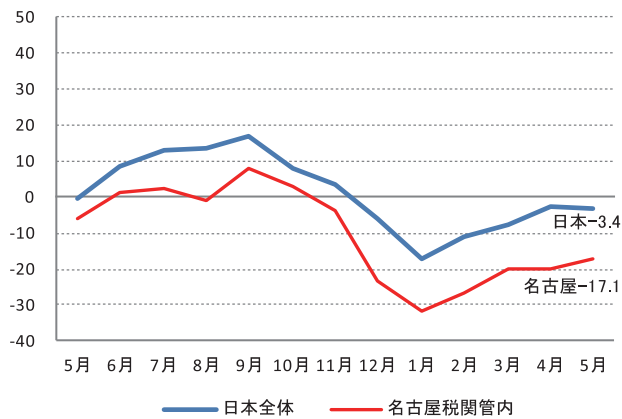
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1 自動車の部分品	▲28.6	▲4.6
		2 音響・映像機器(含部品)	57.7	2.1
輸入	増加	1 事務用機器	57.2	0.9
		2 衣類及び同付属品	▲18.7	▲1.5

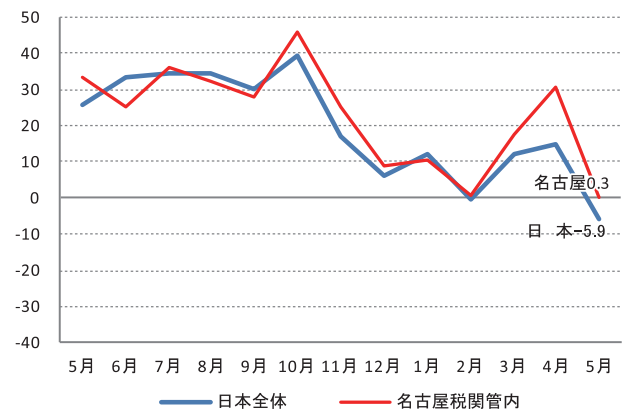
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

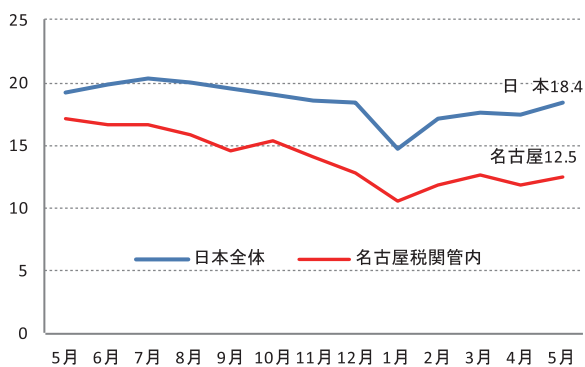
中国への輸出額の月別伸率(%)



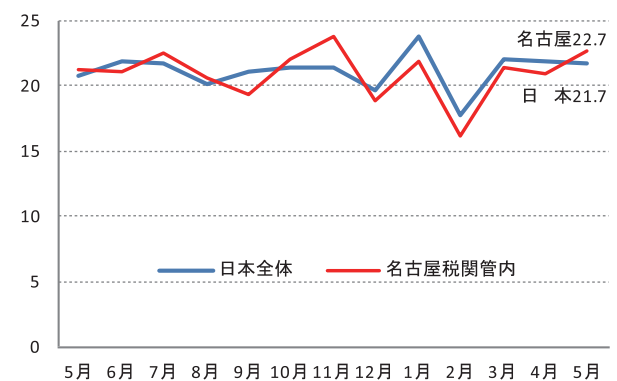
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年5月	2,835	▲7.5	2,176	▲4.5
2023年1-5月	14,003	0.3	10,408	▲6.7

出所：中国税関総署

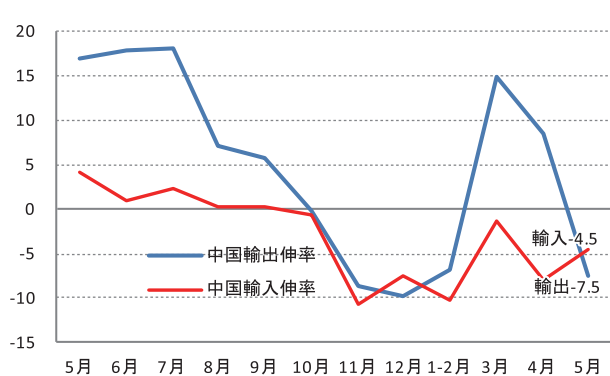
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

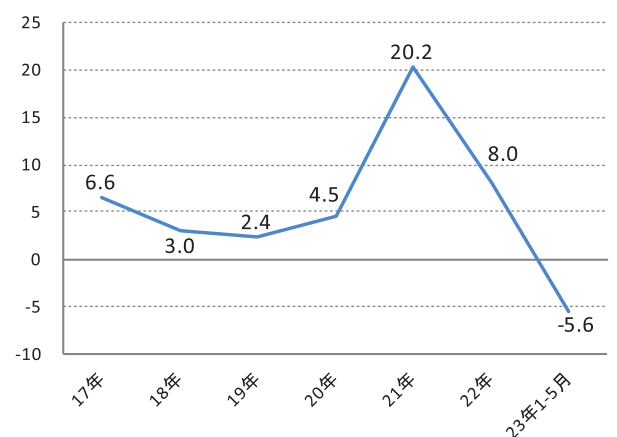
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年	N/A	N/A	1,891.3	8.0
2023年1-5月	N/A	N/A	843.5	▲5.6

出所：中国商務部

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	5月	1-5月
消費者物価指数	0.2	0.8
うち都市	0.2	0.8
農村	0.1	0.8
うち食品	1.0	2.5
食品以外	0.0	0.4
うち消費財	▲0.3	0.8
サービス	0.9	0.9

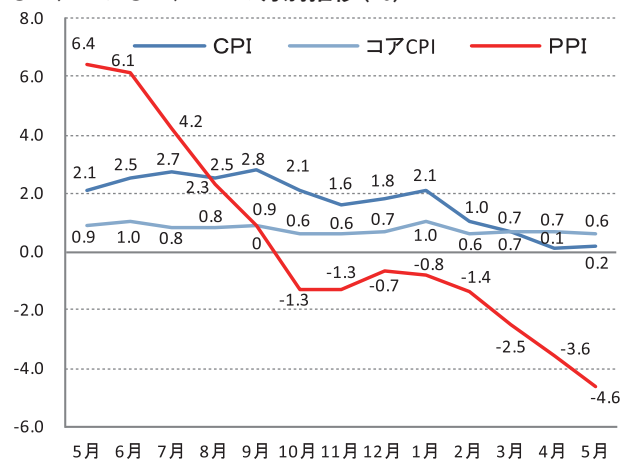
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

	5月	1-5月
工業生産者物価指数(PPI)	▲4.6	▲2.6
うち生産資材	▲5.9	▲3.5
うち採掘	▲11.5	▲4.6
原材料	▲7.7	▲4.0
加工	▲4.6	▲3.2
生活資材	▲0.1	0.8
うち食品	0.2	1.7
衣類	1.4	1.8
一般日用品	0.3	0.6
耐久消費財	▲1.1	▲0.4
工業生産者仕入物価指数	▲5.3	▲2.3
うち燃料、動力類	▲7.6	▲0.3

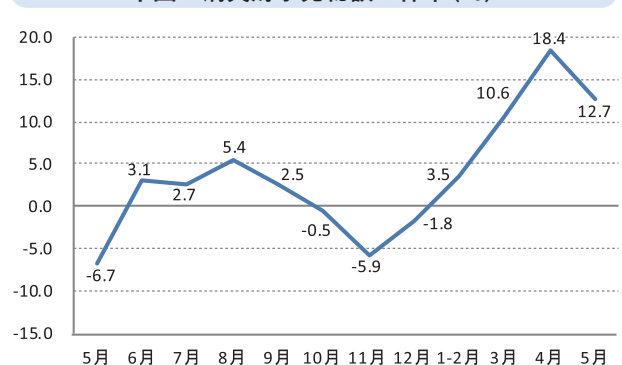
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数
出所：中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月
※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

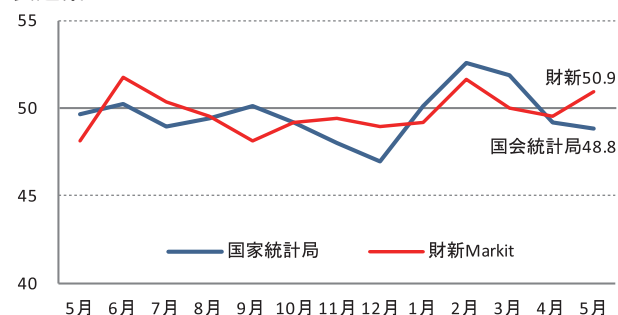
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

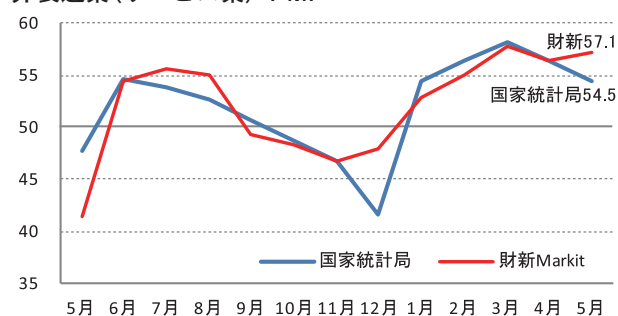
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI=製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業) PMI

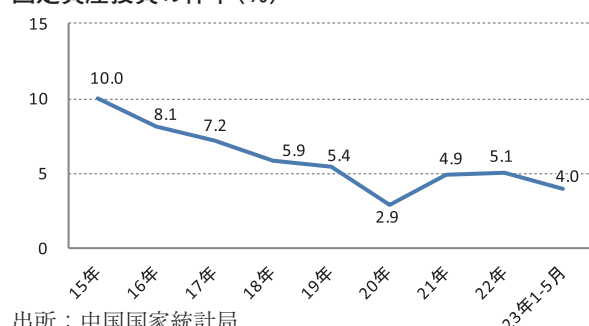


中国の固定資産投資

23年1-5月の固定資産投資

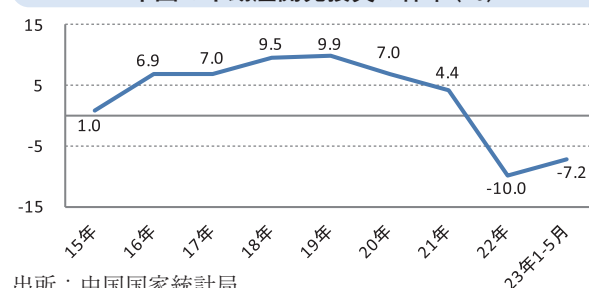
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		188,815	4.0
産業別	第一次	4,108	0.1
	第二次	58,347	8.8
	第三次	126,360	2.0
地域別	東 部	N/A	6.6
	中 部	N/A	▲2.5
	西 部	N/A	2.2
	東 北	N/A	1.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)

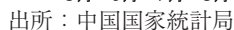


出所：中国国家統計局

中国の工業

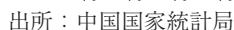
	5月	1-5月
一定規模以上の工業生産	3.5	3.6
内訳 鉱業	▲1.2	1.7
製造業	4.1	4.0
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.8	3.9
内訳 国有企業	4.4	4.2
株式制企業	3.5	4.1
外資系企業	4.2	1.3
私営企業	0.7	1.6

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



Month	CPI Value
5月	-3.3
6月	1.5
7月	4.5
8月	9.9
9月	-0.4
10月	1.3
11月	0.1
12月	3.0
1-2月	0.7
3月	5.1
4月	6.1
5月	5.6

粗鋼生産量の月別伸率(%)



Year	Change in Number of Employees (thousands)
18年	6.2
19年	3.8
20年	-3.9
21年	10.7
22年	0.6
23年1-5月	14.9

中国の自動車販売台数

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
2019年	2,576	2,144	432
2020年	2,531	2,018	513
2021年	2,627	2,148	479
2022年	2,686	2,356	330
2023年5月	238	205	33
2023年1-5月	1,062	900	162

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

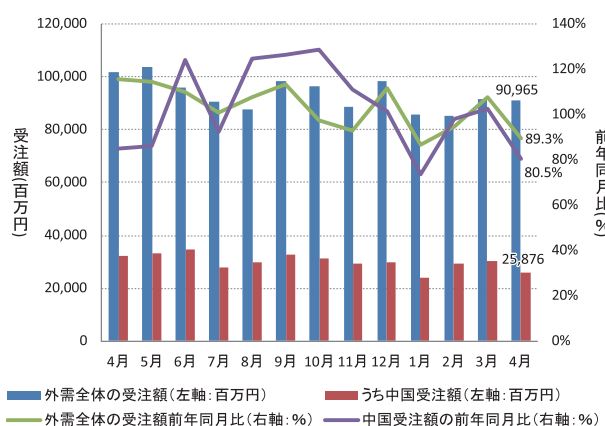
自動車全体
乗用車
商用車

月	自動車全体 (%)	乗用車 (%)	商用車 (%)
5月	-10	0	-50
6月	25	40	-30
7月	28	40	-25
8月	30	35	5
9月	25	30	-10
10月	10	15	-20
11月	-5	-5	-25
12月	-5	-5	-20
1月	-25	-30	-45
2月	10	15	10
3月	10	10	25
4月	50	85	55
5月	27.9	26.4	38.2

The graph displays the percentage share of foreign capital by country over a one-year period. China consistently holds the largest share, fluctuating between approximately 42% and 53%. Germany follows as the second-largest shareholder, with its share peaking around 23% in January 2018. Japan's share remains relatively stable, hovering around 18-20%. The USA and Korea hold smaller shares, generally below 10%.

国別	割合 (%)
中国系	50.2%
ドイツ系	20.6%
日系	18.0%
米系	8.1%
韓国系	1.7%

外需全体の受注額と中国からの受注額



(20) Tokai Japan-China Trade Center 2023.7

〈中国短信〉

◆22年の平均賃金 上昇率鈍化

中国国家统计局はこのほど22年の平均賃金を発表した。

私営企業を除いた企業(主に国有企業・外資)の年平均賃金は114,029元だった。賃金上昇率は6.7%増(前年からは3ポイント減)で、物価上昇率を考慮した実質的な上昇率は4.6%増だったとされる。

一方、私営企業の年平均賃金は65,237元だった。賃金上昇率は3.7%増で、前年より5.2ポイント下回った。

結果的に非私営企業と私営企業との格差が拡大した。

◆4月貿易 輸出と輸入で明暗

中国税関総署より4月の貿易統計が発表された。

<輸出>

輸出額は、前年同月比8.5%増の2,594億ドルだった。伸率は3月より6.3ポイント下回った。

汎用設備20.5%増、集積回路7.3%減、自動車82.9%増、繊維・衣料品8.8%増だった。

<輸入>

輸入額は前年同月比7.9%減の2,052億ドルだった。減少幅は3月より6.5ポイント拡大した。コモディティ価格の下落と国内需要の低迷が影響した。

集積回路22.2%減、自動車・部品36.6%減、繊維16%減だった。

◆7月から排ガス規制強化

中国生態環境部は5月9日、自動車の排ガス規制について現行の「国6」より更に厳しい「国6b」を7月1日から全国で予定通り実施すると発表した。規制値に満たない自動車の生産・輸入・販売を原則禁止とするものの、排ガス評価を受けた車輦については、基準を満たしていなくとも過渡期として2023年12月31日まで販売が例外的に認められる。

◆中国入国のファストトラックが再開

5月15日から中国入国手続きでは、簡素化された「ファストトラック」(快捷通関)が再開された。ファストトラックは身分証明書の提示と指紋の確認のみ

で入国手続きが済むもので、自動改札のような専用ゲートが利用できる。コロナ禍では運用が停止されていた。

外国人であっても、IC(集積回路)チップを組み込んだカード付のパスポート(IC旅券)を持ち、かつ6カ月以上の外国人居留許可を有していれば利用できる。主に中国駐在者が対象になると見られ、日本と中国との行き来がより便利になる。

◆広東省 クリーン生産を推進

広東省は5月8日、「広東省全面的にクリーン生産を推進する実施プラン(2023-2025年)」を発表した。2025年までに、エネルギー利用率の大幅な向上や、全国トップレベルのクリーン生産を実現することを目指すとした。広東省のエネルギー消費の削減目標14%は中央政府の13.5%を上回る。

工業分野では、エネルギーの消費や汚染物質の排出が多いプロジェクトに対し、参入基準を引き上げるほか、化石エネルギーの消費抑制、再生可能エネルギーの普及・応用の拡大、重点産業でのクリーンで低炭素な変革を推進するとしている。

交通分野では、ガソリン車を電気自動車(EV)や水素燃料電池自動車(FCV)へ切り替えることを進める。

◆「商用暗号管理条例」が改正

7月1日に改正・施行される「商用暗号管理条例」の全文がこのほど明らかになった。公開にあたり中国司法部(司法省)は5月24日に会見を開き、改正にあたっての方針として次の3点を挙げた。

①イノベーションを図りつつ、安全保障を強化。

②規制を全体的に緩和しつつ、部分的には強化。

具体的には、参入規制を緩和するため、全段階を管理することは止め、カギとなる段階のみ重点的に管理する。事前承認を廃止し、事前・中間・事後のモニタリングを強化。

③他の諸法令との整合性を図る。

同条例は1999年に施行されているが、今回が初の改正にあたる。近年になって、「暗号法」「ネットワークセキュリティ法」「輸出管制法」「電子署名法」「認証認可規則」「重要情報インフラ施設セキュリティ保護条例」といった新たな法令が施行されたことから、これらとの整合性が今回図られる。

同条例については、日本を含む諸外国が中国に対し透明性の高い運用を求めており、条例改正後の動向が注目される。

◆新卒者採用に一時金

就職氷河期が続く中国では、大学新卒者を採用する企業に対し一時金を支給する地方政府が昨年に続き今年も拡大しつつある。

上海市は2023年2月2日付の通知で、市内大学の23年卒業予定者※1の採用で2,000元(約4万円)/人を支給することを決めた。また5月17日付の通知では、支給対象を市内で失業登記して3カ月以上経った人を採用した場合にも拡大した。

安徽省は、卒業2年内の大卒者を新規採用した場合に1,000元(約2万円)/人を企業に支給するほか、新大卒者が小微企業(小規模薄利企業※2)に就職した場合、本人に3,000元(約6万円)を支給する。

國務院は2023年4月19日付の通知で、第二新卒を含む新卒者を採用した場合に各地方政府が一時金を支給することを奨励しており、今後も一時金の支給を開始または再開する地方が相次ぎそうだ。また地方によっては新卒者本人の起業に一時金を支給している。

※1 中国の学期では通常6月または7月に卒業。

※2 課税所得額300万元未満、従業員300人未満、総資産5,000万元未満の3条件を満たす企業。

◆中国初の省級炭素計量センター 大連

5月19日、中国初の省級炭素計量センターとして「遼寧省炭素計量センター」が大連市に設立された。

2020年に習近平国家主席が2030年までのカーボンピークアウト、2060年までのカーボンニュートラルを達成することを表明して以降、CO₂削減の支援施設として「炭素計量センター」を設立しようとする動きが中国各地で活発化している。

同センターは、電力消費でのCO₂排出量・削減量の計量を切り口に、先端設備製造業、石油化学産業、金属加工業におけるCO₂削減をサポートしている。「世界計量記念日」である5月20日に合わせて設立式が催され、CO₂を「算定」ではなく、「計量」するとしており、精度が高まることが期待される。

◆日本の半導体製造装置の輸出規制 7月23日から

日本の経済産業省は5月23日、外為法(外国為替及び外国貿易法)に基づく省令の改正を公布し、先端

半導体の製造装置23品目を輸出管理の規制対象に追加した。2カ月の周知期間を経て、7月23日から施行される。

中国を規制対象として名指ししていないものの、友好国など42カ国・地域向けを除いては個別許可が必要になるため、中国への輸出が難しくなる。

◆新設外資 サービス業が9割

今年第1四半期に中国で新規設立された外資系企業(外商投資企業)は前年同期比7.6%増の1万1千社だった。

特徴として、件数ベースでは9割以上がサービス業に集中していることが挙げられる。ホテル・飲食業(22.0%増)、リース業(13.9%増)、輸送・倉庫業(12.8%増)、卸・小売業(12.4%増)など、コロナ禍が落ち着いたことで、外資の新規進出が急回復した。

なお、これらは中国国家市場監督管理総局が公表したもので、同局によると3月末現在で外資系企業は67万5千社とされる。

◆中欧班列の勢い戻る

中国と欧州を結ぶ国際貨物列車「中欧班列」の輸送量が過去最高ペースで増加している。

今年1月から4月までの累計では、運行本数が5,611本(前年同期比17%増)、コンテナ輸送量が60万9千TEU(同32%増)だった。

4月末時点で、中欧班列は中国109都市、世界25カ国211都市で運行されている。

◆風力・太陽光が新設発電の7割

今年4月末時点で、中国全国の新設発電容量(発電能力)で、風力発電と太陽光発電を合わせたシェアが全体の3割を超えたことがわかった。

容量ベースで、風力が380GW(ギガワット)、太陽光440GWで、それぞれのシェアが14.3%、16.6%となり、合わせて30.9%を占める。

今年1-4月の風力と太陽光の新規設備容量では74%を占め、前年同期より11.5ポイント拡大した。

なお、1-4月の発電実績については、風力と太陽光を合わせて前年同期比26.8%増の482.8TWh(テラワット時=10億キロワット時)で、電力消費全体の17.2%を占め、そのシェアは前年同期より3ポイント拡大した。